

松江市一斉ノーマイカーウィーク参加事業所表彰制度実施要綱 **改正案**

(目的)

第1条 この要綱は、松江市一斉ノーマイカーウィーク（以下「ノーマイカーウィーク」という。）に参加した事業所のうち、特に取り組みが顕著な市内事業所を表彰することにより、今後のノーマイカー運動への一層の意欲の向上とともに、意識の継続を図り、持続的な渋滞緩和及びCO₂削減、公共交通利用促進を実現することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 対象は、次の(1)から(3)までのいずれかを満たし、かつ(4)を満たす事業所とする。

(1)ノーマイカーウィークへの参加が通算10回に到達した市内事業所

(2)過去3年間、ノーマイカーウィークに継続して参加した市内事業所。ただし、過去において同様の表彰を受けた市内事業所を除く

(3)当該年度のノーマイカーウィークにおいて、特に取り組みが顕著であった市内事業所

(4)ノーマイカーウィークの主催者・共催者ではない事業所

(表彰)

第3条 市長は、前条で定める事業所に対し、表彰を行うものとする。

2 前項の規定による表彰は、市長が別に定める日において、表彰状を贈呈して行うものとする。

3 被表彰者の決定については、次の手続きによるものとする。

(1)被表彰者の選考方法については、「松江市公共交通利用促進市民会議」で決定するものとする。

(2)被表彰者は、前項の選考に基づき、市長が決定する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月21日から施行する。

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

この要綱は、令和2年2月 日から施行する。

松江市一斉ノーマイカーウィーク参加事業所表彰制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市一斉ノーマイカーウィーク（以下「ノーマイカーウィーク」という。）に参加した事業所のうち、特に取り組みが顕著な市内事業所を表彰することにより、今後のノーマイカー運動への一層の意欲の向上とともに、意識の継続を図り、持続的な渋滞緩和及びCO₂削減、公共交通利用促進を実現することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 対象は、次の(1)から(4)までのいずれかを満たし、かつ(5)を満たす事業所とする。

(1)過去10年間、ノーマイカーウィークに継続して参加した市内事業所

(2)過去5年間、ノーマイカーウィークに継続して参加した市内事業所

(3)過去3年間、ノーマイカーウィークに継続して参加した市内事業所

(4)当該年度のノーマイカーウィークにおいて、特に取り組みが顕著であった市内事業所

(5)ノーマイカーウィークの主催者・共催者ではない事業所

(表彰)

第3条 市長は、前条で定める事業所に対し、表彰を行うものとする。

2 前項の規定による表彰は、市長が別に定める日において、表彰状を贈呈して行うものとする。

3 被表彰者の決定については、次の手続きによるものとする。

(1)被表彰者の選考方法については、「松江市公共交通利用促進市民会議」で決定するものとする。

(2)被表彰者は、前項の選考に基づき、市長が決定する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月21日から施行する。

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。